

# 2024年度 高圧ガス容器全国一斉特別回収要領

高圧ガス容器全国一斉特別回収プロジェクト

## 1. 目的

高圧ガス容器のうち、放置容器並びに停滞容器の発生を防止し、保安の確保と容器の効率的運用を図ることを目的とする。

## 2. 適用

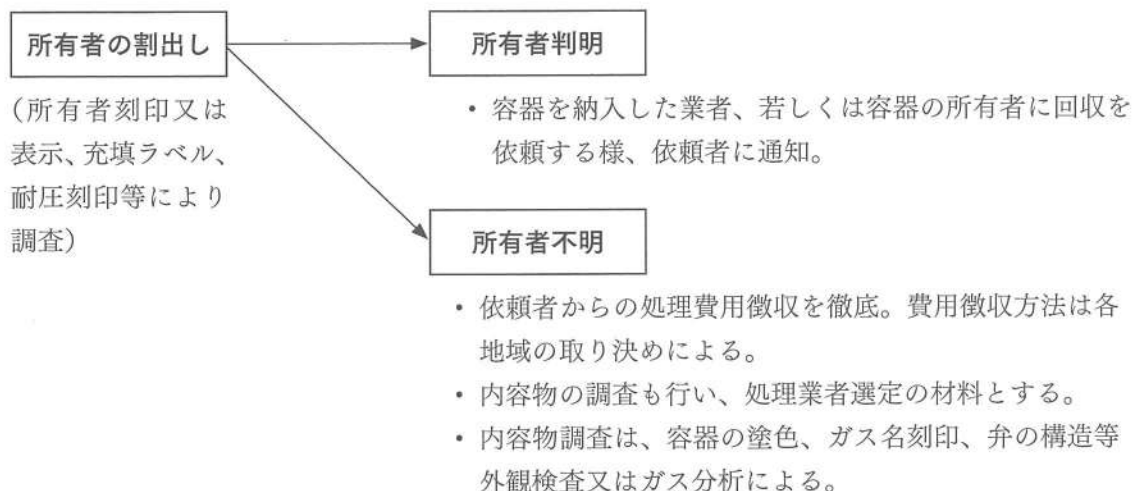
高圧ガス容器全国一斉特別回収プロジェクト（以下特別回収プロジェクト）が、主催して実施する高圧ガス容器の特別回収について適用する。

## 3. 特別回収プロジェクトの構成

委員長が構成人員の決定と役職の委嘱を行う。

## 4. 特別回収の対象容器

- 1) 放置容器（路上、河川等公共用地、容器置場他に放置され管理されていない容器）
- 2) 不明容器
  - (イ) 依頼者の所有であって、内容物不明により処分依頼を受けた容器
  - (ロ) 所有者又は返還先が不明で回収依頼を受けた容器
- 3) 停滞容器（ガスの有無にかかわらず各都道府県における「高圧ガス容器適正管理指針」の返却期限を経過した貸借容器）



## 5. 活動費用とその分担

本業務を遂行するに当たっての活動費とその分担については、次の取扱いを基本とする。

項目	区分	内容
活動直接費	日本産業・医療ガス協会及び全国高压ガス溶材組合連合会が応分の額を負担する。	例：お願い文書、チラシの作成、配布
活動間接費	依頼者又は窓口業者が負担する。	例：回収車両、作業員、所有者不明容器集積場への搬入
不明容器の処理費用	原則として依頼者が負担する。	例：依頼者の構内にある所有者不明容器の処理費用
放置容器の処理費用	容器管理委員会が負担する場合もある。	例：河川・埋立地等で一般の事業所以外より回収したもの。

## 6. 回収

通常の営業活動の一環として行うので、納入業者が回収業務を行う。

なお、地域によっては共同で特別回収車両を用いて特別回収の成果を挙げて下さい。

## 7. 報告

放置容器の撲滅に資するため、稼働容器を除き放置容器及び不明容器の回収総本数と、所有者不明容器の回収場所を報告に記載し、2024年11月30日までにJIMGA地域本部事務局または全溶連事務局までご報告下さい。

## 8. 回収期間

2024年10月1日から10月31日迄。

以上